

Title	著者による応答
Sub Title	
Author	川添, 美央子(Kawazoe, Mioko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.10 (2010. 10) ,p.124- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101028-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著者による応答

川添 美央子

まず応答に先立ち、拙著に対しそれぞれに本質を突いた書評を下されたお二人の先生方に、心からの感謝の意を記したい。お話をうかがいながら目を開かれたり、考えさせられたりすることが多く、私にとっては大変実り豊かな合評会となった。拙著では「中世から近代へ」という視座を掲げていたものの、私はブラモールからホップズへの世界観の変遷のみに視野が限定されていたきらいがあること、中世についても一七世紀以降についても、まだまだ視野を広げてゆく必要があることを、あらためて痛感した。提起していただいた論点に対し、先生方にご満足いただける応答ができるか心もとなく、また重要なご質問の取りこぼしもありえようが、現段階の私に可能な範囲で、お答えしてゆきたい。ここでは原則として合評会当日の順序に従い、まず中金先生の提示された論点を、関連する場合は半澤先生からのご指摘にも言及しつつ取り上げ、続いて半澤先生

の問題提起を検討する、という順序で応答する。しかし場合によっては叙述が多少前後するかもしれないことをお許しいただきたい。

一、レトリックの問題

拙著では、ホップズに見られる様々な矛盾の根源を「思想家に押し寄せていたベクトルの異なる複数の課題」に起因するものとして、中金先生の表現によれば「整合的に」捉えた。これに対し、これらの矛盾は整合的に解されてはならず、戦略的レトリックだとするのがシュトラウスとオークショットだという。優れた政治哲学者でもある二人の解釈と私のホップズ像との距離を、特にレトリックという点に関して見て取るためには、次のことが問われなければならないだろう。つまり、「人間的自然」への訴えをレトリックと見るかどうか、という問題である。

私はカーンやバガニーニの研究にまで目を配っていないため、「レトリック」の語にこめられた意味の幅を誤解している可能性はある。その上で述べるなら、「人間的自然」への訴えのなかでも、自己内省の喚起と、日常的言語感覚へ依拠している部分とは、ホップズの思考様式の中でもき

わめて本質的な部分であり、意識的な戦略といった面を差し引いても残ってしまう要素だったと考える。というのも、自己保存というモチーフ、特に彼の過激な自然権の定義に表現されるような自己保存の傾向性は、内乱をくぐり抜けた経験や観察を通じて得られた、ホッブズ自身の人間への洞察に由来すると思われるからである。そしてその洞察を訴えるとき、ホッブズは人々に（例えば日常生活において抱く警戒心についてなどの）自己内省を促すことで、彼が得た洞察を読み手もつかんでくれることを目指している。それは、単に時代のデフォルトに配慮した語り方というよりは、「経験を内省することで発見する」というホッブズの洞察のあり方が、おのずと要求する語りだったという意味で、本質をなすものだったと考えるのである。従って、「人間的自然」への訴えの全てを、戦略的に用いたレトリックだと見なす必要はなからうというのが、現段階での私の理解である。

むしろ、拙著において検討したテキストの中で、明らかに「レトリック的」ないし特定の読み手を意識した書き方のように見られるのは、自由意志論争において、ホッブズが自分もプロテスタント陣営の一員であることをさかんにアピールしようとする言説である。ホッブズは、自由と必

然に関する自分の理解が、プロテスタントの錚々たる著作家達のものとはほぼ同じであることを主張し、次のようにも述べる。「これらの人々（スアレスやスコトウス——括弧川添）のことを私はやや軽んじている。しかし教会の他の博士達、例えばマルティン・ルター、フィリップ・メランヒトン、ジャン・カルヴァン、ウィリアム・パーキンスやその他の人々は、彼らの意味するところを明快に著述した。私は彼らを軽んじたことは決して無く、むしろ常に尊敬し、崇拝してきた」[LNC266]。この時のホッブズは、ルターやカルヴァン、メランヒトンの名を意識的・戦略的に用いていると言つてよいだろう。このことと、では「リヴァイアサン」三、四部も同様に戦略的レトリックとして理解できるのか、という問題は関連しあうだろう。しかしその問題を現段階ではまだ検討できないことについては、後ほど弁明したい。

二、ホッブズにおける自然の多義性

かつてシュトラウスは古代哲学における「二つの自然」を区別したという。いわく、政治社会にとってダイナマイトとなりかねない「希釈されない自然」と、一般人向けの

「希釈された自然」である。シュトラウスによれば、ホッブズにはこの二つの自然の区別がないはずだが、私が提示した「規範的自然」「人間的自然」は、シュトラウスが古代に関してなした自然の区分を彷彿とさせるものにも見える。そのため、シュトラウスと私が描くそれぞれの「二つの自然」が同じようなものなのか、問われる余地があるのだろう。確かに、人々に共有可能な見解に訴えるという意味では、「希釈された自然」と「人間的自然」には共通点がある。にもかかわらず、「希釈されない自然／希釈された自然」と、「規範的自然／人間的自然」との間には、次のような違いがある。

第一に、シュトラウスの「希釈されない自然」は、「都市を導こうとする哲学者は……」という文脈で登場することからも分かるように、古代ギリシャのポリスを念頭に置きながら述べられた概念である。この場合、その「自然」概念の中には、「善（アガトン）」という意味合いが含まれてくる。たとえばプラトンは善のイデアを太陽になぞらえたわけだが、そのような善の強烈さゆえにこそ、「希釈される」必要も出てくるのではないか。これに対し、私が「規範的自然」として抽出した自然概念は、そのような「善」といった要素を限りなく希薄化した上で、数学的・

手続的な合理性に近いものとなった自然概念である。従って倫理的・美的な内容よりは、論証の手続きが則るべき規則にすぎないため、シュトラウスの「希釈されない自然」の光の強さに比べると、無色透明に近い。とはいえ五章で展開したように、私は公平性の判断能力たりうる第三者的理性を、この規範的自然と表裏をなすものとも捉えているため、完全に数学的なものに還元されたとは言いつれない面もあるが、古代や中世に見られるような強い倫理的色彩を極力薄めたものであることにはかわりはない。その点が一つの違いだといえる。

第二の違いは、二つの自然の関係のあり方に関するものである。シュトラウスが描く二つの自然の関係は、その名の通り「希釈される」か、あるいは一方が他方に「妥協する」といった語で表現される。勿論、シュトラウスの二つの自然と同様、規範的自然が人間的自然に「妥協する」場合も実際にあるだろう。オークショットが述べるようにホッブズが「規範的自然」のロジックを有神論的レトリックによって説得しているとすれば、それは「妥協」や「希釈」に近い関係と呼べるのかもしれない。しかし、規範的自然と人間的自然の関係は、「妥協」や「希釈」ばかりでなく、その時々々の社会状況によって様々なヴァリエーショ

ンがありうるものが予想される。拙著ではいくつか自然を抽出はしたものの、抽出された複数の自然の関係について踏み込めていなかった面があるので、ここでその点について考察してみたい。

この問題は、前代未聞の新しい規範を受け取る共通理解はどこに求められるか、というご質問にも関連する。私は次のように考えている。我々が持っている物事全般への理解から、既存の社会通念や伝統的な物の捉え方、その地域・時代・文化に特有の思考を全て差し引いたとしても、なお何らかの、他者と共有可能な見解が残るとする。その共有可能な見解とは、ホッブズによれば自己保存への欲求あるいは横死（暴力死）への恐怖、権利の平等性や平和の確立の必要性といったものである。引き算が終わった後のこの共有可能な見解こそ、規範的自然と人間的自然が交叉しあう、わずかな面積の場にあたると考えられる。従って、規範的自然は「妥協する」というよりは、このわずかな面積の場をともに見出すべく、人間的自然に対し辛抱強く働きかけるといった対応が求められる場合であろう。具体的にいえば（滅多にないかもしれないが）、主権者の側が公平な第三者的理性を維持していて、むしろ臣民の側が分裂・抗争したり、あるいは特定の他者（マイノリティな

ど）を排除する方向に暴走したりしている時は、このような形で「人間的自然」に対し「規範的自然」が忍耐強く切り込んでゆく必要があるだろう。

これらはあくまで思考実験の次元の話で、ホッブズ自身がそのような具体例を展開しているわけではない。しかし「妥協する」だけではない、このような多様な関係を展開する可能性を理論的には秘めているのが、「規範的自然」と「人間的自然」だと考える。よってご指摘の通り、「人間的自然が規範的自然に高さ制限を与える」という面も否定はできない。しかし本来、必ずしも高邁とはいえない規範的自然は、人間的自然とどこかで接点を持ちうるはずのものだと、ホッブズは考えていたのではないか。

最後に、「神の視点」に対応する物的自然について述べておきたい。物的自然は他の二つの自然に比べると、政治思想における存在感は確かに薄い。とはいえ私の理解によれば物的自然にも二つの意味がある。第一は、均質な物体の運動によって成ることにより、事物を数学的に処理されることが可能なものたらしめ、そのことよって幾何学をマテシスの地位に押し上げていること。その結果、規範的自然は幾何学的な性格をもまとうようになった。第二に、物的自然に根を持つ偶有性が言語（特に抽象名辞）の基礎

でもあることによつて、命題の共有可能性を担保し、そのことが共通の世界理解の保証につながっていることである。これらは微々たる形ではあるものの、共有されうる意味空間の構築に対し間接的な貢献をなしていると言えるのではないだろうか。

三、ホップズの思想は近代への過渡期の産物か

両先生からご質問やご指摘のあった「近代への過渡期」という言明については、他の方々からも「ではそこで言う近代とは何か」と問われ、やや軽率な書き方をしてみましたと反省している点である。私がホップズの思想を「近代への過渡期」と書いた時、念頭にあったのは福田歓一の『近代政治原理成立史序説』のパラダイムであった。すなわち、社会契約説が構成原理として働き、その後設立された国家においても批判原理として機能し続けること（いわゆるロックの国家像）を以て近代だと見なしていた。これに対し、ホップズの国家においてはまだ契約説が構成原理・批判原理として働いているとは言えず、むしろ制作学と契約説の緊張のうえに国家も政治思想も成り立っているという考えから、「近代への過渡期」という書き方をしたので

ある。

しかしその後、他の方との会話なども経て、確かに契約説が国家においても批判原理として機能しているという点ではロックが近代的かもしれないが、平和な自然状態像にも見られるようにロックの方が穏健で保守的で、ホップズの方が既存の通念の破壊ぶりとは人為原理の適用において、はるかにラディカルだともいえると、思いなおすようになった。よつてあちらが近代でこちらが前近代と一概に言える話ではなく、思想史の流れが単線的ではないことをあらためて認識しなおした。従つて、単線型発展史観への疑問からスタートすべきだったという半澤先生のご指摘については、素直に甘受したい。

このことと関連するのが、中金先生からいただいた「人間が制作の主体となる」という近代観の行き着く先は人間の自然の改造だろうが、その場合ホップズが「近代への過渡期」であることをどう評価するか。ホップズは古代の自然に近いのか、啓蒙思想の先駆なのか、という問題提起であろう。教育による第三者的理性の普遍化可能性が示唆されてもいることから、啓蒙思想の先駆という要素をかすかに見て取ることは不可能ではないと思う。それでもなお私にはホップズの思想が、古代の自然と啓蒙思想という二つ

の山の間にある谷底のようにも見える。何故なら、社会を通じた人間の陶冶についてのオペティミズムが、限りなく欠落しているからである。教育を通じて第三者的理性の普遍化も、平和的に持続する秩序構築のために要請されるのであって、より善き生や徳、ましてやヘーゲルのように世界史の終着点を目指した陶冶とは方向性が異なるからなのである。

そして、啓蒙思想に完全には吸収されえないホッブズのこのような特質を、私はポジティブに評価すべきと考えている。すなわち、人間的自然のうちに、容易に人為によってねじ曲げられない一定の自律性が見て取れる点、「制作」がさまざまな「自然的なもの」からの制約を受けてかろうじて成り立っている点を、肯定的に捉えるべきだと思ふ。よって私は「人間的自然」を端的に振り払われるべきものとは考えていない。人間的自然は時代や場所によつて内容を異にし、中には問題のある慣習や思考・行動様式もあるが、それでもそれらが人為に対し他者の如く立ちはだかつてくる面を一定程度尊重すべきと考える。そして、政治思想史において「人為」や「制作」の原理が台頭した時、なかでもラディカルなホッブズの思想にあつてすら、これら「自然的なもの」との均衡を探りながら制作の営み

が成立していたことは、現代に生きる我々もまた「人為」や「制作」の営みにおいて謙虚であるべきことを、物語っているように思えるのである。

四、プラモールの思想の特質、特にフィルマーとの比較において

まず、階層的世界観に基づくプラモールの家父長権論を以て中世政治思想を代表させ、それをトマス由来であるかのように書いてしまつていたとすれば、それは確かにトマスについての教科書的・表面的理解に基づくことによつてであつた。トマスの共和主義的側面を見落としていたことは認めたい。

ただ、アルミニウス主義者であるプラモール自身がスコラ学者ではないにしても、自分はおおむねスコラ的思考枠組みの中で思考しているという自己認識はあつたようである。というのも「スコラ学者達は (Schoolmen)」〔CH104〕と一括した表現をしつつ、プラモールはしばしば、自由意志論争文書において自らの立場を補強すべく、スコラ学者達に言及するからである。ただしごく概括的な言及の仕方であり、トマスなどの固有名詞を挙げることは

はほまない。トマスとの類似性を喚起するような形でブラモールの思想を描いてしまったのは、分析の対象とした、神の意志や働きについての様々な区別が、実際にトマスにおいて詳細になされていた区分だったからである。このように説明や理解が甚だ不十分だったことは認めざるをえないが、本書ではともかくホッブズにおける自然の解体を描きたかった。よってその解体ぶりを際立たせるためにも、解体する以前の、事物も規範も人間をもその中に調和的に統合していた統一的自然のあり方を、簡単にスケッチしておきたかったのである。

そのことを弁明した上で、半澤先生のご質問にある、フィルマーとブラモールの家父長権論内での異同について、ごく簡単に現時点の私に知りえた限りのことを記しておく。なお、一つ留保を付しておくべきだろうが、私は『真の自由の擁護』や『ホッブズ譴責』、『リヴァイアサン捕獲』など、もっぱらホッブズとの論争文書に描かれたブラモールの思想を対象としている。ブラモールがその王党派としての政治思想を存分に展開しているのは『蛇のこう薬』においてのようであるが、残念ながらこの著作についてはまだ未検討である。従って家父長権論内での異同というよりは、彼らの政治思想のごく概略的な比較になってし

まうであろうことをお断りしておきたい。

家父長権論はスコラと対立し旧約聖書を重視するというご指摘にあるように、理性と聖書のどちらに依拠しているかという観点から見ると、フィルマーはこと政治理論において理性は間違いやすいため、聖書に注意を向けることが必要だとしていたようである。他方ブラモールは全般的に、聖書と同様の敬意を理性に対しても示し、聖書に依拠して語るのと劣らないだけの紙幅を、理性にのつとつた議論に対して割いているという違いが見受けられる。

しかし最も大きな違いは、フィルマーはボダンから多大な影響を受けているが、ブラモールはそうではなかったという点である。フィルマーの著作の中には、『国王の絶対的権力の必要性について』³⁾のような、ほとんどがボダンの著作からの抜粋で、そこに一言二言「イギリスの君主政の場合には」という文言を付け足しただけのような作品がある。他方ブラモールを見ると、ホッブズとの論争文書に関する限り、彼がボダンの言葉を自らの援護射撃のために用いている箇所は無い。人的関係を見ても、テュー・サークルの人々と頻繁に交流のあったエドワード・ハイドとブラモールは親しく交わり、ともに（絶対的君主政ではなく）「立憲主義的君主政という見解を共有していた」と指摘される。⁴⁾

このようにボダンの傾向の有無というのは両者を分ける一つのメルクマールになると思うが、それは具体的に次のような形で表れている。

ブラモールは折に触れて君主が一定の制限のもとにあることや、自らを制限すべきであることを様々な仕方でも語るのに対し、フィルマーは、君主が神以外には何ものにも縛られず、拘束されないことをしばしば強調する。君主の自らへの制限についてのブラモールの言葉は、拙著三四頁でやや長めに引用しておいた。それ以外にも「主権者の権力についての偉大な擁護者 (propugner) は、強制的な権力から君主を免除するだけで十分と考えてきたのであり、法が君主達に対し指導的な力を持つことは認めてきた。しかしホップズは彼らの強さ以外に何の制限も課していない」[ENC33]。このように、法が君主の上にあることを強調し、ホップズ批判に絡めて君主が一定の制限の中にあるべきことを示唆する言葉がある。これらの言明から、他の機関によって君主を牽制させるような型の制限君主政ではなくとも、君主が一定の制約の中で行為したり立法したりすることを好ましいとする、穏健な君主政のイメージが浮かび上がってこよう。

ブラモール同様、フィルマーも確かに、君主が神の法の

もとにあることを認める言明はなす。例えば「王や主権的君主は自らの法に従属してはいない。主権的君主は自ら望まない限り、自分の手を縛ることはない。君主の法は、理性に根を下ろしていようと、それが依拠しているのは彼の率直な善き意志にのみなのである。しかし神の法と自然の法に対しては、全ての君主と人民はそれに従っている」というように。このように見るとフィルマーとブラモールの描く政治思想は、大筋では大差ないとも言えるかもしれないが、一方は「制限」を、他方は「制限されていない」ことをしばしば訴えるという力点の違いは、やはり無視できないように思う。「主権者の尊厳や絶対的権力はもっぱら、彼らの同意を得ることなく、臣民に法を与えうることに存する」⁽⁶⁾など、君主が自らの法や臣下の同意には制限されていないことをさかんに強調する傾向は、ブラモールには見られないものである。しかも穏健な君主政を好んだブラモールに対し、「純粹な絶対的君主政 (a pure absolute monarchy)こそ最も確固としたモンウエルスであり、比較するまでもなく全ての中で最良のものである」としたフィルマーのボダンの傾向は、やはり際だっているといえる。

最後に付け加えるならば、ボダンは選挙王政を最悪と見

たということだが、プラモールは特に選挙王政への否定的な言辞を述べてはいない。例えば自由の行使の一例として、ドイツ皇帝選挙に言及する箇所がある [LNCG8-69]。そこでも、皇帝選挙を劣った制度のようには言わないばかりか、「選ばれた王と同様、世襲の王もまた快く好ましいものでありうる」 [LNCG8] と、選挙された王が善政を敷くことを当然とするかのような表現もする。

このように、限られた材料に基づく不十分な比較からも、君主の権利を描く際の明白なニュアンスの違いが、伝わってくるのではないか。

五、「神の視点」あるいはホッブズの宗教論について

続いて、神の視点を決定論を透視するだけの視点に還元し、審判者としての神を除外したことへの疑念が提起されたので、この点に関するささやかな弁明を試みたい。

拙著は自由意志論争文書や『物体論』を扱うなどして、多少はホッブズの著作を横断しながら議論を練ったつもりではあるものの、『リヴァイアサン』という作品に限って言えば議論の対象を一、二部に限定しており、三、四部を扱っていないという限界がある。『リヴァイアサン』前半

部と後半部の関係、すなわちホッブズにおける啓示と理性の関係はどう捉えるか、そのことが神、主権者、人民の関係にどのように投影されているかという問題は、それ自体が非常に大きなテーマである。そして、拙著で試みた「中世から近代へ」という視座をあてはめるならば、「中世における自然／超自然の関係がどのように変遷していったか」という視点をふまえつつ扱うべき論題でもある。ところが拙著で見たように、ホッブズにおいては自然概念一つとっても多様な意味合いが見られるため、さらに超自然というモチーフまで含めて一冊の本で扱うことは私の力量では無理だと判断し、今回は『リヴァイアサン』に限っては前半部に議論を限定したことを、まずはお断りしておきたい。

従って、「神の視点」を決定論の透視に還元できるかどうかという論点は、本書では最終的な結論を出すべき問題ではない。今後私が研究を進めてゆく上でホッブズにおける審判者としての神という側面がクローズアップされる可能性はある。よって、このような留保を付した上で、次のような必要性から、拙著では物体の運動を透視する視点¹¹ 神の視点とした。

自由意志論争のホッブズの言葉には、人々が相互に共有

している文脈という視界や、あるいは言語や記号を用いた論証の体系という次元と同時に、それらと区別されるものとして、とにかく全てを徹底して物体の運動に還元しようとする傾向が見られる。その傾向を示すものとして、人間の世界を眺めるものとは別の視点を設定する必要があった。そして、自由意志論争の文書は特に、ブラモールという論敵が存在するためか、ホップズの作品の中でも決定論の擁護という要素が前面に出てくる作品である。そして神も審判者として登場するよりは、我々人間には認識できない「必然性」を見通せる者、すなわち物体の運動の連鎖の把握者として登場する割合が圧倒的に高い。このような理由により、ホップズの宗教論を検討していない以上、あくまで本書の中でのみ、分析装置として用いられる便宜的なものだという留保を付した上での「神の視点」というネーミングである、というようにご理解いただければと思う。

また、シユトラウスとオークショットが示唆するという「ホップズにおける信仰に対する洞察」の問題については、正直なところ十分にお答えする用意はまだできていない。拙著（四章註5二二三頁）でも触れたが、現段階ではどちらかという和政治理論についての宗教的解釈よりは世俗的解釈に親近感を覚えているが、まだ子細にテキストと共に

考えたわけではないので、最終的な結論ではない。現段階での見通しをあえて述べるならば、今後この問題を考えてゆくに際し次の点には留意しようと思っている。それは、ホップズにおいて宗教の要素を重視し、ホップズ自身の信仰を重く見ることを、必ずしもウォレンダーが展開したような義務論的解釈に直結させなくてもよいのではないか、ということである。そして私見ではポーコックの有名な論文やフォアノーの著書⁽⁸⁾はその路線を——すなわち、必ずしも義務論を強調しない形でなおかつホップズにおける啓示の要素を救い出す道を——模索しているように見える。そもそも契約説よりも制作学であることを重視し、契約説を（構成原理ではなく）解釈原理に近いものとして捉える私の立論には、神への義務に基づいて契約するの否か、ウォレンダーほどの切実さを以て問うべき理由がない。従って今後も、特に義務論的解釈に焦点を当てることにはこだわらない形で、ホップズにおける啓示や信仰の要素について、考えてゆくことになると思う。

六、自然法の密輸入およびホップズ問題について

最後に、半澤先生が「自然法の密輸入」とご指摘された

論点について考えてみたい。つまりホップズのみならず、グロテウスやプーフENDORFなどの近代自然法論者は全般的に自然法の認識論を正面から取り上げずに自然法を前提として議論する、という問題である。私は自然法密輸入の問題も、それと関連してくるホップズ問題をも主題化して扱ってはいないが、この点についてどのように理解しているか、簡単に述べておきたい。

この問題は拙著においては、次の点に隠れている。私は第五章一節において、自己保存のための計算理性とは区別され、それを乗り越えたところにあるはずの第三者的理性の存在を提示した。しかし、前者から後者への橋渡しをするもの、すなわち我々が欲求や情念、その欲求に従属する自己保存のための計算理性をいかに乗り越えて、第三者的理性が開く地平に立てるのか、その道筋については触れなかった。触れなかったのは、そのような媒介項となりうるものが、そもそもホップズの理論の中にないからである。この媒介項の欠如が、別の表現では「自然法の密輸入」と呼ばれるのだと思う。第三者的理性は、自然法を明察する能力でもあるからである。そしてこれはまた、いわゆるホップズ問題の一つの表れでもある。

ホップズ問題は通常、自然状態において自然権の論理に

従って、自分の身を守るためにあらゆる手段を行使できる人間が、いかにして自然法を認識し、その自然権を捨てて契約するという行為をなしうるのか、という問題として描かれる。ホップズはその道程を示さなかった。そのことが契約説の困難にも帰着すると同時に、拙著のストーリーでは第三者的理性への道筋の欠如として表れる。あるいは半澤先生の言葉では、「自然法の密輸入」として表現されるのではないか。

また、ホップズが服従を自由と表象した意味についての私見も述べておきたい。もともとホップズの「自由」の語からは、どこかアイロニカルな響きが聞こえるように思う。罪からの自由ですらない、様々な時間的空間的な状態を自由と名付けること自体に、ホップズのシニシズムが表れているように見えるのである。憶測の域を出ないが、我々が「自由」という語に感じる高揚感や開放感を、ホップズは(学問の構築を含めた)「人為」「制作」などの言葉と営みの中に、感じていたように思えてならない。「人為」は既存の世界の閉塞感を打ち壊し、新たな秩序を作りうる、人間の能力の展開そのものだからである。征服権力への服従すら自由と表象されていることは、制作者であることに高揚を感じ、一人一人の「自由」に対しては終始シニカル

だったホッブズの態度を、象徴していると言えるのではないか。

とはいえ私は、いかにシニカルなホッブズといえども、わずかな希望も抱いていたことを何とか汲みたい思いがあった。よって、二つの理性の媒介項もなく、「裁判官自身が、自己の『情念や党派性からの独立』をいかにして達成できるのか、必ずしも明らかではない」ことも承知の上で、第三者的理性や人間的自然が牽制力を持ちうる道を示唆したかった。人間的自然が「結局はそれもまた主権者意志に従属せざるをえない方向性」が完全に否定しきれないのは確かだが、ホッブズが細心の注意を払いながら人民の動向に目を配るよう求めていることを汲んだ結果、主権者権力による人為、人間的自然、人々に期待される第三者的理性（規範的自然）の間の緊張と微妙な均衡の上に成り立つ構造物として、ホッブズの国家を理解した。そして今も、『リヴァイアサン』のうちに持続する秩序への処方箋を読み取ろうとするならば、その処方箋の核心は、この緊張と均衡において他ないのではないかと考えている。

以上が、現在の私に可能な範囲での応答である。説明の不十分な点や取りこぼしている問題もあるだろうが、それ

らは今後の課題とさせていただければ幸いである。この応答を準備する過程で、自分の提示したホッブズ像を様々な角度から見直すことができ、多くの発見があった。あらためて、書評を下されたお二人の先生方と、誌上合評会の掲載を許可して下さった『法学研究』編集委員会の皆様に、心より御礼申し上げたい。

* 本文中におけるホッブズ、プラモールらの著作の引用の略記については、拙著の凡例に準ずる。

(1) 当日フロアからいただいたご指摘にも関連するが、当時はルター派、カルヴァン派、ピューリタンなど、プロテスタンティズムの中にも様々な宗派があったにもかかわらず、ここで「プロテスタント」と一括してしまっているのは、続く引用箇所にあるように、ホッブズ自身がこの様々な宗派を代表する思想家達を並列し、一括して扱っているからであることをお断りしておきたい。

(2) Somerville, "Introduction", in Filmer, *Patriarcha and Other Writings*, p. xxi

(3) "THE NECESSITY OF THE Absolute Power of all KINGS: And in particular, OF THE KING OF ENGLAND" in Sir Robert Filmer, *Patriarcha and*

Other Writings, ed. by Johann P. Sommerville,
Bath : Cambridge University Press, 1991

(4) Jackson, *Hobbes, Bramhall and the Politics of Liberty and Necessity : a quarrel of the Civil Wars and Interregnum*, Cambridge : Cambridge University Press, 2007, p.127.

(5) Filmer, "THE NECESSITY OF *The Absolute Power of all KINGS*", p.173.

(6) Filmer, *op.cit.*, p.177.

(7) Filmer, *op.cit.*, p.182.

(8) J.G.A.Pocock, "Time, History and Eschatology in the thought of Thomas Hobbes" in *Politics, Language and Time*, London ; The University of Chicago Press, 1989(1960). L.Foisneau, *Hobbes et la toute-puissance de Dieu*, Paris : Presses universitaires de France, 2000.